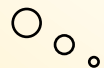


いつかは おいも わあもなる



認知症のことが知りたくなったら読んでほしい 認知症ガイドブック

(屋久島町 認知症ケアパス)



発行: 屋久島町

目次

・認知症の症状チェック

認知症疑いと相談先	1～4ページ
初期認知症疑いと相談先	5～8ページ
中期認知症疑いと相談先	9～12ページ
中～後期認知症疑いと相談先	13～16ページ
後期認知症疑いと相談先	17～20ページ

・相談先

認知症全般に関する相談窓口	21～24ページ
予防・見守りの相談窓口	25～26ページ
生活支援の相談窓口	27～33ページ
介護の相談窓口	34～41ページ

・認知症コラム

42ページ

この本に登場するキャラクター紹介



案内するね！

ぽぽんた



屋久島高校の
ゆるキャラです。

やっぴー



仲良くしてね～

鹿人(しかと)



屋久島高校の
ゆるキャラです。

くっぴー



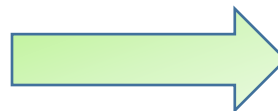
5つの枠の中にある各項目の中で、心当たりのあるものに印をつけ、最も多く印のついた色のページに行ってください。お役立ち情報をお伝えします！

- ☐ 大切な約束を忘れる
 - ☐ 同じことを何回も言う
 - ☐ 忘れものが多くなる
- (認知症の疑い)



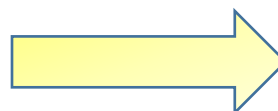
1ページへ

- ☐ 日時が分からない
 - ☐ 物を取られた妄想がある
 - ☐ 店で支払いができない
- (初期認知症の疑い)



5ページへ

- ☐ さっきのことを忘れる
 - ☐ 季節や場所が分からない
 - ☐ 昼夜が逆転している
- (中期認知症の疑い)



9ページへ

- ☐ 服の着方が分からない
 - ☐ 箸の使い方が分からない
 - ☐ 顔が洗えない
- (中～後期認知症の疑い)



13ページへ

- ☐ 生活は主にベッド上
 - ☐ 言葉での疎通が難しい
 - ☐ 移動に介助が必要
- (後期認知症の疑い)



17ページへ



診断は…、認知症の疑い (そろそろ、相談が必要)

家族や本人の気持ちは？ 例えばこんな気持ち	「そんなはずはない」「新しく会った人の名前が覚えられない」 「年のせいじゃない？」 「言えるはず…」 「最近、ちょっとおかしいかも？」
家族の心構えは？	○ 認知症や介護について、学ぶ機会を持ちましょう。 ○ 地域包括支援センターに早めの相談を。
ケアで大切なことは？	○ 気づき、相談 ○ 早めに認知症の予防や介護に関する相談窓口である、地域包括支援センターやかかりつけ医に相談しましょう。



本人（認知機能障害か初期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

相談窓口は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 病院 → 23・24ページへ
予防は？	○ 通いの場や介護予防教室 → 25ページへ ○ 趣味や特技を生かせる場 → 25ページへ ○ 健診などを利用して健康管理 ○ 食生活や運動習慣を見直し、生活習慣を改善することは、認知症予防につながります。
安否確認 見守りは？	地域によっては、見守り活動を行っているところもありますので、各地区の区長さんや民生委員さんに相談してみてください。



本人（認知機能障害か初期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

生活支援は？	○ お弁当などの販売・配達 → 29ページへ ○ 福祉サービス利用支援事業 → 31ページへ ○ 屋久島愛らんどネット → 27ページへ ○ 成年後見人制度 → 32ページへ
介護は？	総合事業サービスや介護保険サービスの利用には、介護申請が必要です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。
医療は？	○ 町内の医療機関 → 23ページへ ○ 認知症疾患医療センター → 24ページへ

家族支援は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 家族介護者交流会（クローバーの会） → 30ページへ
緊急時支援は？ （精神症状があるなど）	○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ ○ 地域包括支援センター → 21ページへ



診断は…初期認知症の疑い (まだ一人で生活が可能)

家族や本人の気持ちは？ 例えばこんな気持ち	「そんなはずはない」「年？」 「自分だけなぜ？」「認めない！」 「どうすれば？」「介護に疲れる・・・」「ちょっと気になるな」
家族の心構えは？	○ 身近な人には伝えて、理解者や協力者を作りましょう。 ○ 腹が立って当たり前、一人で抱え込まないで。 ○ どんな医療・介護サービスがあるか知り、早めに利用を。
ケアで大切なことは？	○ 介護サービスの利用 ○ ケアマネージャーやかかりつけ医等に相談し、介護サービスの利用など、安心した生活が送れるように環境を整えましょう。



本人（初期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

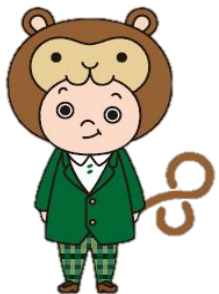
相談窓口は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 病院 → 23・24ページへ ○ ケアマネージャー → 34ページへ
予防は？	○ 通いの場や介護予防教室 → 25ページへ ○ 趣味や特技を生かせる場 → 25ページへ ○ 健診などを利用して健康管理 ○ 食生活や運動習慣を見直し、生活習慣を改善することは、認知症予防につながります。
安否確認 見守りは？	地域によっては、見守り活動を行っているところもありますので、各地区の区長さんや民生委員さんに相談してみてください。



本人（初期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

生活支援は？	○ お弁当などの販売・配達 → 29ページへ ○ 福祉サービス利用支援事業 → 31ページへ ○ 屋久島愛らんどネット → 27ページへ ○ 成年後見人制度 → 32ページへ
介護は？	総合事業サービスや介護保険サービスの利用には、介護申請が必要です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 ○ ホームヘルプなどの訪問サービス → 36ページへ ○ デイサービスなどの通所サービス → 35・39ページへ
医療は？	○ 町内の医療機関 → 23ページへ ○ 認知症疾患医療センター → 24ページへ

家族支援は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 家族介護者交流会（クローバーの会） → 30ページへ ○ 病院内の相談員
緊急時支援は？ （精神症状がある など）	○ 短期入所 → 37ページへ ○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ ○ 地域包括支援センター → 21ページへ



診断は…**中期認知症の疑い**
(見守りが必要)

家族や本人の気持ちは？ 例えばこんな気持ち	「自分だけなぜ？」「認めない！ 認めたくない！」 「毎日することがなく、気力が起こらない」 「方向や場所がわからなくなる」 「どうすればいいんだ!？」「介護に疲れる」
家族の心構えは？	○ 身近な人には伝えて、理解者や協力者を作りましょう。 ○ 腹が立って当たり前、一人で抱え込まないで。 ○ どんな医療・介護サービスがあるか知り、早めに利用を。
ケアで大切なことは？	介護保険の申請も検討が必要かもしれません。まずは相談を。 ケアマネージャーと相談しながら、上手に介護保険サービスを利用しましょう。 周囲に協力の声かけをしてみましょう。

本人(中期認知症)と 家族を支援する制度やサービスは？

相談窓口は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 病院 → 23・24ページへ ○ ケアマネージャー → 34ページへ ○ 介護サービス事業所 → 34～39ページへ
予防は？	○ 通いの場や介護予防教室 → 25ページへ ○ 趣味や特技を生かせる場 → 25ページへ ○ 介護サービスを活用 → 35～39ページへ
安否確認 見守りは？	○ 屋久島町高齢者見守りネットワーク事業 地域によっては、見守り活動を行っているところもありますので、各地区の区長さんや民生委員さんに相談してみてください。



本人(中期認知症)と 家族を支援する制度やサービスは？

生活支援は？	○ お弁当などの販売・配達 → 29ページへ ○ 福祉サービス利用支援事業 → 31ページへ ○ 成年後見人制度 → 32ページへ ○ 住宅改修 → 38ページへ ○ 福祉用具購入及び貸与 → 38ページへ
介護は？	総合事業サービスや介護保険サービスの利用には、介護申請が必要です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 ○ ホームヘルプなどの訪問サービス → 36ページへ ○ デイサービスなどの通所サービス → 35・39ページへ ○ ショートステイなどの短期宿泊サービス → 37ページへ
医療は？	○ 町内の医療機関 → 23ページへ ○ 認知症疾患医療センター → 24ページへ

家族支援は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 家族介護者交流会（クローバーの会） → 30ページへ ○ 病院内の相談員
緊急時支援は？ （精神症状があるなど）	○ 短期入所 → 37ページへ ○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ ○ 地域包括支援センター → 21ページへ
住まいは？	自宅での生活を続けるには、何らかの支援が必要かもしれません。まずは相談を！ ○ 福祉用具・住宅改修 → 38ページへ ○ 特定施設入居者生活介護 → 41ページへ ○ グループホーム → 40ページへ



診断は…中～後期認知症の疑い
(手助け・介護が必要)

家族の気持ちは？ 例えばこんな気持ち	「どうすればいいんだろう・・・」「認めない！」 「介護に疲れた」「振り回される」 「本人は、もしもの時、どうしてほしいと思うかな」
家族の心構えは？	○ まずは自分の健康を大切に、介護者が元気でこそその介護 ○ 終末期ケアについて、どのような対応が必要となるか、 ケアマネージャーと医師に早めに相談を
ケアで大切なことは？	○ 介護保険の申請など ○ 入浴・排泄など介護が増え、肺炎などの病気も 発症しやすくなります。 ○ 在宅診療・看護等、訪問サービスが受けられます



本人（中～後期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

相談窓口は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 病院 → 23・24ページへ ○ ケアマネージャー → 34ページへ ○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ
安否確認 見守りは？	○ 屋久島町高齢者見守りネットワーク事業 → 26ページへ 地域によっては、見守り活動を行っているところもありますので、各地区の区長さんや民生委員さんに相談してみてください。



本人(中～後期認知症)と 家族を支援する制度やサービスは？

生活支援は？	○ お弁当などの販売・配達 → 29ページへ ○ 福祉サービス利用支援事業 → 31ページへ ○ 成年後見人制度 → 32ページへ ○ 住宅改修 → 38ページへ ○ 福祉用具購入及び貸与 → 38ページへ
介護は？	総合事業サービスや介護保険サービスの利用には、介護申請が必要です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 - ホームヘルプなどの訪問サービス → 36ページへ - デイサービスなどの通所サービス → 35・39ページへ - ショートステイなどの短期宿泊サービス → 37ページへ
医療は？	○ 町内の医療機関 → 23ページへ ○ 認知症疾患医療センター → 24ページへ

家族支援は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 病院内相談員 ○ 家族介護者交流会（クローバーの会） → 30ページへ
緊急時支援は？ （精神症状がある）	○ 短期入所 → 37ページへ ○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ ○ 地域包括支援センター → 21ページへ
住まいは？	自宅での生活を続けるには、何らかの支援が必要かもしれません。 また、入所施設の利用も検討してもいいかも。まずは相談を！ ○ 福祉用具・住宅改修 → 38ページへ ○ 特定施設入居者生活介護 → 41ページへ ○ グループホーム → 40ページへ ○ 特別養護老人ホーム → 40ページへ



診断は…後期認知症の疑い (常に介護が必要)

家族の気持ちは？ 例えばこんな気持ち	割り切り 受け入れ 「将来、病状が悪化したり、もしもの時はどこで療養・介護しようか」
家族の心構えは？	終末期をどう迎えるか、緊急時にどんな対応をするか、 ケアマネージャーや医師と話し合っておきましょう。
ケアで大切なことは？	○ 自宅なら、在宅診療・看護等、訪問サービスが受けられます。 ○ 要介護3以上なら、入所施設の利用もできます。 ○ 体調が変化した場合に備え、かかりつけ医とよく連携をとるようにしましょう。



本人（後期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

相談窓口は？

- 地域包括支援センター → 21ページへ
- 病院 → 23・24ページへ
- ケアマネージャー → 34ページへ
- 屋久島保健所 → 22ページへ
- 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ



本人（後期認知症）と 家族を支援する制度やサービスは？

生活支援は？	○ 住宅改修 → 38ページへ ○ 福祉用具購入及び貸与 → 38ページへ ○ お弁当などの販売・配達 → 29ページへ ○ 福祉サービス利用支援事業 → 31ページへ ○ 成年後見人制度 → 32ページへ
介護は？	介護保険サービスの利用には、介護申請が必要です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 ○ ホームヘルプなどの訪問サービス → 36ページへ ○ デイサービスなどの通所サービス → 35・39ページへ ○ ショートステイなどの短期宿泊サービス → 37ページへ
医療は？	○ 町内の医療機関 → 23ページへ ○ 認知症疾患医療センター → 24ページへ

家族支援は？	○ 地域包括支援センター → 21ページへ ○ 民生委員や区長・ボランティア → 28ページへ ○ 病院内相談員 ○ 家族介護者交流会（クローバーの会） → 30ページへ
緊急時支援は？ （精神症状がある）	○ 短期入所 → 37ページへ ○ 屋久島保健所 → 22ページへ ○ 屋久島町役場 健康長寿課 → 22ページへ ○ 地域包括支援センター → 21ページへ
住まいは？	自宅での生活を続けるには、何らかの支援が必要と思われます。 また、入所施設の利用も検討してもいいかも。まずは相談を！ ○ 福祉用具・住宅改修 → 38ページへ ○ 特定施設入居者生活介護 → 41ページへ ○ グループホーム → 40ページへ ○ 特別養護老人ホーム → 40ページへ



認知症に関する総合相談窓口です

屋久島町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活できるように支援する総合相談窓口です。認知症については、一人で悩まず、早めに医療や介護・福祉の専門職に相談することがとても大切です。

介護でお悩みのときや認知症による症状で不安を抱えているときなど、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

- 北部地域包括支援センター ☎43－5900 宮之浦1593番地宮之浦保健センター内
- 南部地域包括支援センター ☎43－5900 尾之間80番地尾之間中央公民館図書室奥



認知症に関する相談窓口です

屋久島町役場 健康長寿課

地域包括支援センターと協力しながら、認知症のみならず、精神的な問題・健康増進や介護予防などの相談に応じます。また、必要に応じ、福祉支援課や相談支援センターやくしまなど、関係機関とも連携します。

○ 屋久島町役場 健康長寿課 ☎43-5900 小瀬田849番地20 役場本庁舎内 1階4番

屋久島保健所

精神保健福祉相談など、精神的な問題の相談に応じます。また、必要に応じ、屋久島町役場等の関係機関とも連携します。

○ 屋久島保健所 ☎46-2024 安房650番地 県屋久島庁舎1階



認知症に関する相談窓口です

町内の医療機関

「認知症かもしれない」と思ったら早めに受診を。認知症以外の原因があるかもしれません。

- | | | | |
|--------------------|----------|-------------|----------------|
| ○ 屋久島町永田へき地出張診療所 | ☎45－2273 | 永田1247番地1 | |
| ○ 和田医院 | ☎42－1322 | 宮之浦217番地 | |
| ○ 屋久島徳洲会病院 | ☎42－2200 | 宮之浦2467番地 | |
| ○ 小瀬田みんなの診療所 | ☎43－5100 | 小瀬田849番地18 | * 認知症サポート医 |
| ○ やくしま森の診療所 | ☎47－1010 | 安房2395番地1 | |
| ○ 仲医院 | ☎46－2131 | 安房410番地158 | * もの忘れ相談のできる医師 |
| ○ 屋久島尾之間診療所 | ☎47－3277 | 尾之間136番地6 | |
| ○ 屋久島町栗生診療所 | ☎48－2103 | 栗生1743番地 | |
| ○ 屋久島町口永良部へき地出張診療所 | ☎49－2119 | 口永良部島533番地1 | |



認知症に関する相談窓口です

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、鹿児島県により圏域ごとで指定を行い、認知症疾患の専門医療相談を行うことができる医療機関であり、認知症の検査、診断を行うことができます。屋久島町に最も近いセンターは、種子島にあります。

○ せいざん病院 相談専用電話(0997-28-3771) 西之表市住吉3363番地2

(西之表港から車で約20分、バスなら住吉バス停から徒歩15分)

その他、鹿児島市内にも指定医療機関があります。

○ 谷山病院 相談専用電話(099-269-4119) 鹿児島市小原町8番1号

(市電 笹貫電停下車、車なら鹿児島中央駅より約20分)

○ パールランド病院 相談専用電話(099-238-0168) 鹿児島市犬迫町2253番地

(市電 高見馬場にてバスに乗換、パールランド病院前より徒歩5分)



予防はどこに相談？ 認知症の進行を遅らせるにはどうすればいいの？

集落での通いの場のことは⇒(屋久島町役場 健康長寿課 地域支援係) ☎43-5900

介護予防教室のことは⇒(地域包括支援センター) ☎43-5900

北部包括:内線520・521、南部包括:内線720・721

高齢者ならだれでも参加できる、通いの場や介護予防教室が各集落で開催されています。
社会とのかかわりを持ち、他者と交流することは、認知症の進行を遅らせる効果があります。

今までの慣れた生活や習慣を続けることは大切です。
また、趣味や特技を生かせる場への参加はおすすめです。

認知症になっても、新しいことを覚えるのは苦手でも、今まで培ってきた経験に取り組むことはできることが多いです。思考力や集中力を養ったり、自らが積極的に活動できる趣味の活動は、認知症予防に有効です。地域によっては、囲碁やグランドゴルフ・カラオケなどのサークル活動がありますので、お住いの地区公民館等に聞いてみてください。45ページコラムもご覧ください。



見守りはどこに相談？

屋久島認知症高齢者見守りネットワーク事業

徘徊・不慮の事故の恐れがある方の情報を事前に登録し、地域の協力のもと、日ごろの見守りと行方不明時の検索を行います。

希望者は、GPS機能のついた機器の貸し出し制度を利用することができます。（詳細は健康長寿課 地域支援係まで）

登録費用は無料です。まずは担当のケアマネージャーや地域包括支援センター☎43-5900（北部：内線520・521、南部：内線720・721）に相談してください。



住民同士が助け合うしくみです。

屋久島愛らんどネット

地域のサポーター（協力会員）が、簡単なお手伝いをする有償ボランティアのしくみです。
まずは相談してください。

支援内容の例：ゴミ出し・草むしり・雨戸の開閉・部屋の片づけなど

○ 屋久島町社会福祉協議会

本所：宮之浦 縄文の苑

支所：尾之間 こまどり館

☎42－2711 宮之浦2467番地19 屋久島徳洲会病院横

☎47－3232 尾之間459番地1 南分遣所下がる



地域の身近な方々に相談しましょう。

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された、地域にいる身近な相談相手として活動する方々です。相談内容は秘密が守られます。同じ地域に住む住民として相談にのり、必要であれば福祉や介護制度を受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。各地区ごとで活動していますので、お気軽にご相談ください。担当は、屋久島町役場 福祉支援課 ☎43-5900(内線161)です。

地区区長やボランティア

屋久島では、区長さん(駐在員)が各地区に1名配置されています。地区の役員さんとともに、区民の生活に関する様々な相談に応じてくれる方々です。また、地区で開催している通いの場や介護予防教室においては、近くに住むボランティアさんが活動されており、その方々も身近な存在として相談に応じてくれる方々です。



身近なお店を上手に活用しましょう。

お弁当などの販売・配達

いろいろな理由で調理が困難となった場合、お弁当や総菜などをうまく利用することもひとつの方法です。しっかり食事をとることは、認知症の進行を遅らせることにもつながります。お店によっては、配達まで対応できるところもありますので、直接聞いてください。食堂などでも、近くになら配達に応じてくれるかもしれません。まずは相談を！



1人で抱え込まないで。ともに語りましょう。

クローバーの会（家族介護者交流会）

介護をされているご家族を対象に、地域包括支援センター職員が呼びかけを行い、介護負担の軽減や交流・介護技術の取得などを目的として実施しています。参加してみようかな、と思ったら、ぜひ相談してください。（年に数回実施）

- 北部地域包括支援センター ☎43－5900（内線520・521）
- 南部地域包括支援センター ☎43－5900（内線720・721）
- 屋久島町役場 健康長寿課 地域支援係 ☎43－5900（内線141・142）



生活支援はどこに相談？

福祉サービス利用支援事業

高齢者や障害者で、自らの判断能力に不安がある方を対象に、福祉サービスの利用の手続きや、日常生活の金銭の支払い等のお手伝いをする事業です。
月のうち、事前に決めた回数をご自宅等に訪問し、お金を届けます。
一回あたり、1,200円要します。

○ 屋久島町社会福祉協議会

本所: 宮之浦 縄文の苑 ☎42-2711 宮之浦2467番地19 屋久島徳洲会病院横

支所: 尾之間 こまどり館 ☎47-3232 尾之間459番地1 南分遣所下がる



生活支援はどこに相談？

成年後見人制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、自らの判断能力が不十分な場合に、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりなどの支援をするのが成年後見人制度です。利用については、地域包括支援センターに相談するか、下記までお問い合わせください。

- 法テラス鹿児島（日本司法支援センター）☎050－3383－0077
※法テラスのホームページ等でもいろんな情報が掲載されています。（houterasu.or.jp）



認知症を理解したい、地域に理解者を増やしたい。

認知症サポーター

「認知症サポーター」とは、特別なことをする人ではありません。
認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。
認知症サポーター養成講座を受講すれば、どなたでもなることができます。
地域の中に、認知症のことを理解している人を増やし、地域の見守り体制を作っていきましょう。
サポーター養成講座の受講については、屋久島町役場 健康長寿課 地域支援係(☎43-5900)まで相談してください。



介護はどこに相談？

居宅介護支援事業所

要介護と判定された方のケアプランを作成したり、介護全般の相談にのります。

- | | | |
|-------------------------|----------|---------------------------------|
| ○ ひまわりのお家 | ☎42－2855 | 宮之浦2384番地10 |
| ○ 屋久島徳洲会介護センター | ☎42－2200 | 宮之浦2467番地 |
| ○ 屋久島町社協居宅介護支援事業所 縄文の苑 | ☎42－2711 | 宮之浦2467番地19 |
| ○ 愛心会 縄文の郷 | ☎42－2820 | 宮之浦2458番地2 (令和3年4月現在 休止中) |
| ○ スケッチライフ竜天館 | ☎49－7050 | 船行1068番地3 |
| ○ 居宅介護支援事業所ひばり | ☎46－4777 | 安房1796番地14の107号室 (令和3年4月現在 休止中) |
| ○ 屋久島町社協居宅介護支援事業所 こまどり館 | ☎47－3231 | 尾之間459番地1 |



介護はどこに相談？

通所介護（デイサービス）

日帰りで食事や入浴などの日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

- | | | |
|------------------------|----------|---------------------------|
| ○ デイサービス屋久の杜 | ☎49－5500 | 一湊2101番地 旧一湊中学校跡 |
| ○ 屋久島町社協デイサービスセンター縄文の苑 | ☎42－2711 | 宮之浦2467番地19 屋久島徳洲会病院横 |
| ○ デイサービス安房の丘 | ☎49－7222 | 安房2354番地15 旧西医院・安房保育園近く |
| ○ 屋久島町社協通所介護事業所こまどり館 | ☎47－3232 | 尾之間459番地1 南分遣所下がる |
| ○ ミニデイ野の花 | ☎47－3118 | 平内542番地5 渡辺商店から少し栗生寄りに道入る |
| ○ ミニ・デイサービスほほ笑み | ☎48－2098 | 栗生1245番地16 旧栗生中学校跡 |

通所リハビリテーション（デイケア）

症状が安定期にあり、主治医が日常生活の自立を図るためにリハビリを必要と認めた場合に、施設に通って受けます。

- 屋久島徳洲会介護センター ☎42－2200 宮之浦2467番地 屋久島徳洲会病院6階フロア



本人の状態に応じて身体介護や生活支援など日常生活のサポートを行います。

- ## 訪問看護

看護師と理学療法士等の専門家が自宅を訪問し、主治医の指示にあわせた医学的な支援を行います。

- 36ページ



介護はどこに相談？

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期的に施設に入所し、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

- 特別養護老人ホーム縄文の郷 ☎42－2820 宮之浦2458番地2 社協縄文の苑の奥
- 特別養護老人ホーム竜天園 ☎42－2711 船行1068番地3 お食事処SLOW向かい



介護はどこに相談？

住宅改修・福祉用具貸与や購入

日常生活の自立を助けるもの（福祉用具）の貸与や購入、手すりの取り付けや段差の解消、引き戸等への取り換えや、洋式便所への取り換えでの住宅改修などを行います。

- カクイックスウィング 屋久島オフィス ☎46-4321 安房788番地111 グリーンホテル横
- その他の工務店でも相談に応じてくれます。ケアマネージャーに相談してください。



介護はどこに相談？

小規模多機能型居宅介護

通所（デイサービス）を中心に、訪問（ホームヘルプ）や泊まり（ショートステイ）を一体的に提供します。

○ ひまわりのお家 ☎ 42-2855 宮之浦2384番地10 Aコープ宮之浦店横



介護(住まい)はどこに相談？

特別養護老人ホーム

常に介護が必要(原則要介護3以上)で家庭での生活が困難な方が入所する施設です。

- 特別養護老人ホーム縄文の郷 ☎42-2820 宮之浦2458番地2 社協縄文の苑の奥
- 特別養護老人ホーム竜天園 ☎42-2711 船行1068番地3 お食事処SLOW向かい

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の世話や介護を受けられます。

- グループホーム鶴と亀 ☎43-5501 小瀬田849番地18 役場本庁舎隣
- グループホームやくしま ☎47-2010 原914番地23 お食事処オリオン近く
- グループホームこもれびの杜 ☎46-2139 安房2354番地15 デイサービス安房の丘横



介護(住まい)はどこに相談？

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームであり、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

○ ひまわりのお家 ☎42-2855 宮之浦2384番地10 Aコープ宮之浦店横

あなただけにそっと教える、認知症の話



認知症サポート医 肥後尚樹先生
脳神経外科医

屋久島町の認知症サポート医であり、脳神経外科医でもある肥後尚樹です。

今までに、認知症のことについての相談や診察をしてきた中で、屋久島町の皆さんに認知症のことで、ぜひお伝えしたいことがあります。

●「もしかして認知症？」と思ったら・・・

まずは相談しましょう。身近な人が認知症になれば、はじめは誰でもその症状に戸惑います。認知症が発症する前の姿との「違い」に混乱します。どんなに認知症を受け止めようとしても、人と人のことですから、いろんな感情ができて、思ってもみなかったことが起こることもあります。認知症のことで迷ったり悩んだりした時は一人で悩まず、地域包括支援センターやかかりつけ医などに相談してください。

●治せる認知症のことがあります

本当に認知症なのか、診察はとても大切です。治せる認知症のことがあります。頭に血や水が溜まっていたり、肝臓や甲状腺の調子が悪かったり、飲んでいる薬の副作用だったりと、治せる認知症であることもあります。実際に、僕が屋久島に来てから3年間の間で、治せる認知症の人は5人いたんです。

●そっと教える、「認知症の予防に効果があること」とは？

現在、世界的に認知症を予防する、進行を抑制することには、はっきりとした証拠があると言われているのは、次の4つです。①人と会って話をする ②適度な運動をする ③しっかり食事をする ④良質な睡眠

そんなことなら、やってるよ！と思ったかもしれませんが、この簡単そうな4か条こそが、認知症になりそうな・なった人には意外に難しい。そのためには、早期に認知症の気づきをして、この4か条を実践することが大事なのです。

●これからの認知症を、社会として医療として福祉として

認知症は、社会としても、医療現場でも、後回しというか、見て見ぬふりをされてきました。医師のなかでも、治療・対応方針ができたのは、2010年が初めてなんです。今や、テレビやネット・雑誌等で認知症に効くという食べ物や健康食品、薬などの情報がたくさんあふれていますが、本当のところ、認知症に効く薬はまだ「夢の薬」なのです。僕たち医師にとってできることは、認知症の診察、適切な診断、本人と家族への適切な説明、福祉との連携です。屋久島町には、皆さんが安心して相談できる福祉・介護事業所及び公的機関があります。まずは、「いつかは おいも わあもなる認知症」と受け止めて、自分でも家族のことでも、「あれ？」と思ったら、まずは相談してください。

●認知症について言いたいことをまとめて2つ

- ①悩まず、抱え込まず、まず相談
- ②4か条が大事。話して・運動して・食べて・夜寝ること

認知症ケアパスとは・・・

- 認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、「いつ・どこで・どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」を、認知症の人とその家族に提示することを目的に作成されるものです。
- 介護する人・支える人が、このガイドブックによって、適切に医療・介護サービスを利用することができ、安心して生活ができる屋久島になったらいいな、と考えて作りました。



(2021年発行 第2版)

